

## 1. 位置付け

- 「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業に関する条例」を制定し、I R事業の安定的・継続的運営を確保するため、事業の実施状況等のモニタリング、区域整備計画の継続判断基準などを明らかにするとともに、それらについて客観的、専門的な意見を得るための第三者委員会を設置すること等を規定

## 2. 所掌事務

- 区域整備計画の実施の状況の評価に関する事項の調査審議に関すること
- 区域整備計画の認定の更新及び認定の取消しの申請に関する事項の調査審議に関すること
- 区域整備計画の変更に関する事項の調査審議に関すること

